

京都市告示第 10 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 4 月 5 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都環状線	下京区唐橋高畑町 6 番地の 6 地内	旧	メートル 0.00	メートル 4.50 ~ 6.20
		新	34.60	4.50 ~ 6.20

(建設局土木管理部道路明示課)